

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 県税を完納している者。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請方法  
入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、平成17年2月23日午後6時15分までに5の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- ・定款
  - ・商業登記簿謄本
  - ・営業経歴書
  - ・印鑑証明書
  - ・最近一年間の県税に係わる納税証明書
- 4 入札に参加できる者  
2に掲げる入札参加資格を有する者で、3に示す書類を平成17年2月23日（水）午後6時15分までに5に記載する場所へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部生活安全部地域課庶務係（熊本県警察本部庁舎8階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110 内線 3562
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間  
平成17年2月7日（月）から平成17年2月23日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時15分までとする。
- イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成17年3月2日（水） 午前11時から
- イ 場所  
熊本県警察本部庁舎2階 201会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。  
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札

- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
契約書の代わり、落札者において保険証券を作成し、提出された時をもって契約されたものとみなす。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、ア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

#### 熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会公告第3号

第4回熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年2月9日

熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会  
会長 岩原正宜

- 1 開催日時  
平成17年3月3日（木） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ2階「ひばり」
- 3 会議内容  
(1) 熊本県バイオマス利活用基本方針案のパブリックコメント状況について  
(2) バイオマス利活用啓発資料について  
(3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県バイオマス利活用基本方針検討委員会事務局（熊本県環境生活部環境政策課）  
（電話 096-383-1111 内線 7318）

#### 熊本県スポーツ振興審議会公告第1号

平成16年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 年 月 日

熊本県スポーツ振興審議会  
会長 中川保敬

- 1 開催日時  
平成17年2月17日（木）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 前回審議事項の経過報告  
(2) 熊本県児童生徒の体力・運動能力調査結果報告  
(3) 指定管理者制度実施に伴うサービスのあり方について

- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ班）  
（電話 096-383-1111 内線 6735）

